

## ※もう一度、確認しよう！

### わいせつ・セクハラ

被害者の心を傷つける許されざる行為です！

- わいせつ行為（のぞき・盗撮及び痴漢行為を含む。）を行った教職員は、懲戒免職となることを知っている。
- 児童生徒へ指導等を行う場合は、密室を避け、できる限り複数で行うようにしている。
- 個別に、生徒指導、学習指導にあたる時は、教頭、学年主任に必ず連絡をしている。
- 空き教室や特別教室の施設管理の徹底と準備室等の密室化の防止を図っている。
- 児童生徒と、私的なメールや電話等のやり取りはしていない。
- 児童生徒を、私的物件で、絶対に自家用車に乗せないようにしている。
- 児童生徒を自宅（公宅）には入れない。

### 金銭事故

日常的な点検で必ず防ぐことができる事故です！

- 業者などへの支払いなどは口座振込みとしているか。
- 現金を机や引き出しの中など金庫以外に保管していないか。
- 支出手続き後、速やかに領収書などの証拠書類を添付し上司へ報告しているか。
- 後で返すつもりでも、一時的にでも借りることは犯罪となりうることを知っているか。

### 体罰

学校教育法で禁止されている違法行為です！

- 生徒指導部などで体罰の無い指導の在り方を話し合っているか。
- 問題を抱えた児童生徒の指導について特定の教員や担任だけに任せていないか。
- 特に若い教員の学級指導などの状況を把握して、適切に指導しているか。
- 指導が厳しすぎるとか感情的な対応が多いという教員が見受けられないか。
- 少しくらいの体罰があった方がよいという意識が、教員、保護者の中に見受けられないか。

### 個人情報の紛失

盗難であっても管理責任が問われます！

- 個人情報を含むデータの複製を行っていないか又、校外に持ち出していないか。
- やむを得ず複製を必要とする場合や校外に持ち出す場合は、校長の許可を得ているか。
- 一時的であっても、車内等で放置するなどしていないか。
- 個人情報データは、使用目的が終わった時点で消去等を行い、処分しているか。

### 飲酒運転

重大な事故に繋がる凶悪犯罪です！

- 飲酒量の多少にかかわらず、たとえ微量であっても、飲酒したら絶対に車を運転しない。
- 飲酒する場所には、自家用車で行かないこと。やむを得ず、自家用車で参加した場合は、絶対に飲酒しない。
- 「少し酔いを覚ませば」という安易な判断が、重大事故に繋がることを認識する。
- 酒宴の席に参加する者同士が、互いに点検し合い抑止し合う。
- 車を運転する者に酒をすすめた者、飲酒運転を知らながら同乗した者も同罪であることを認識する。
- アルコールは12時間以上経過していても抜けきらない場合があることを認識する。

(平成24年11月発行)

## 信頼される教職員であるために

～ もう一度、確認しよう！ ～

- 不祥事を防ぐためには、  
教職員一人一人の自覚と取組が不可欠です。
- わいせつ行為や金銭事故などで懲戒免職になった人たちは  
「自分は絶対にそんなことはしないという自信があった」と話しています。

#### (懲戒処分の考え方)

##### ●わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント

- ・児童生徒に対するわいせつ行為（同意の有無を問わない。）を行った場合 → 免職
- ・児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを行った場合 → 免職、停職又は減給
- ・児童生徒以外の者に対するわいせつ行為を行った場合 → 免職
- ・児童生徒以外の者に対するセクシュアル・ハラスメントを行った場合 → 停職、減給又は戒告

##### ●金銭事故

- ・公金又は学校徴収金を横領、窃取した場合 → 免職

##### ●体罰

- ・体罰を加え、児童生徒を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた場合 → 免職又は停職
- ・体罰を加え、児童生徒に傷害を負わせた場合 → 停職又は減給
- ・上記以外の体罰を加えた場合 → 戒告
- ・なお、過去に指導をされているにもかかわらず、繰り返し体罰を行っているものや、体罰の方法や程度、人数、傷害の程度が著しく大きいなど、その内容が悪質若しくは危険な暴力行為である場合、隠蔽や常習性がある場合等については、「停職」以上の処分の対象となり得ることがあります。

##### ●個人情報の紛失

- ・校長の許可なくUSBメモリ等に記録した個人情報を校外に持ち出し紛失した場合 → 戒告
- ・さらに、使用目的の終わった個人情報を消去することもなく長期間にわたり自宅で保管したり、個人情報を目的もなく日常的に自宅に持ち帰るなど、個人情報の適切な保管・管理に対する意識が欠如しているものについては、より厳正に対処することとしています。

##### ●飲酒運転

- ・酒酔い運転の場合 → 免職
- ・酒気帯び運転の場合 → 免職又は停職
- ・飲酒運転を知らながら同乗し、又は飲酒を勧めた場合 → 免職又は停職

# このくらいなら、大丈夫・・・と思いませんか？

## (体罰：過去の処分事例から)

- 生徒指導中に、生徒が言い逃れするような発言をしたことから、平手で生徒の側頭部を1回たたいた。(戒告)
- 生徒が繰り返し指導したにもかかわらず、はっきりと指示に従う返答をしなかったことから、生徒のすねを1回蹴った。(戒告)
- 授業中に居眠りをしていた生徒に繰り返し注意したにもかかわらず、授業終了後も起きようとしなかったことから、出席簿の背で生徒の首筋を1回たたき、皮下出血を負わせた。(減給)

## (金銭事故：過去の処分事例から)

- 5年9か月間にわたり、PTA会計及び給食費会計から、現金を私的に流用しては返金する行為を繰り返し行い、そのうち4万9,160円を着服した。(免職)  
【校長：戒告、教頭：文書注意】
- 4か年間にわたり、担当する学校祭経費等から目的外流用するなど不適切な経理を繰り返し、そのうち14万951円を私物の購入に充てた。(免職)  
【校長：戒告、副校長、教頭、事務長：文書注意】

## (わいせつ・セクハラ：過去の処分事例から)

- 部活動の指導中、女子生徒と二人きりになった際、繰り返しキスをした。(免職)
- 授業や休み時間中に、教室において、女子児童2人の脇腹や腹部をくすぐるなどの行為を繰り返し行い、女子児童2人に不安感及び不快感を与えた。(停職)
- 女子生徒に、肩や背中、腰などを指で押したり、抱きつく等の行為を行った。(停職)

## (個人情報の紛失：過去の処分事例から)

- 校長の許可なしに、生徒の個人情報を記録したUSBメモリを鞆に入れて帰宅し、翌日、出勤後、当該メモリがないことに気づき、個人情報を紛失した。当該メモリは、後日、帰宅経路の路上脇で発見された。(戒告)
- 校長の許可なしに、生徒や保護者の個人情報を記載した住所録等を自宅に持ち帰ったまま失念し、長期間放置した後、誤って資源物回収場に廃棄し、地域住民によって発見された。(減給)
- 校長の許可なしに、中間考査の答案用紙を自宅に持ち帰り、その後、自宅や学校で採点することを繰り返したところ、答案用紙1枚を紛失した。(戒告)

## (飲酒運転：過去の処分事例から)

- 帰路は運転代行業者を利用する予定で自家用車で居酒屋に行き飲酒した後、実際には代行業者を利用せず、自家用車を運転して帰宅途中、対向車に衝突し、相手運転者に加療約2週間を要する傷害を負わせ、通報により駆けつけた警察官による呼気検査の結果、酒気帯び運転と判定された。(免職)【校長：訓告】
- 午後7時頃から缶ビール500ml及び焼酎720ml程度を飲酒した後、午前3時30分頃に就寝し、午後4時頃、飲酒から12時間以上が経過したことから、運転しても問題ないものと判断し、自家用車を運転したところ、一時不停止により警察官に停止を命じられた際、呼気検査を受け酒気帯び運転と判定された。(停職)【校長：訓告】

## 監督責任

※ 金銭事故や飲酒運転、校内でのわいせつ行為などにより所属職員に懲戒処分が行われた場合には、管理職に対して管理監督責任が問われ、原則として懲戒処分や訓戒措置が行われます。

# 不祥事

～不祥事を起こすと～

## 社会的影響など

- 教職員全体に対する信頼を著しく損ねます。
- 教育行政及び学校における教育の円滑な運営に支障を来します。
- 学校だけでなく、家族や親族にもその影響が及びます。

## 給与等の影響

- 免職の場合は、教職員として受け取るはずだった給与と退職金を失うこととなります。また、年金の支給開始から5年間、職域年金相当部分の100分の50が支給されません。
- 懲戒処分を受けると、退職するまでに受け取る給与の総額のみならず、退職手当の額にまで大きく影響を与えます。
- 退職後であっても、在職期間中の非違行為等が発覚し、その内容が懲戒免職相当の処分に該当するものと認められた場合には、退職手当の全部又は一部が支給されなかったり、支給後に返納を求められることがあります。

## 法的責任など

- 懲戒処分
  - ・地方公務員法に基づき、懲戒処分が行われ、履歴事項として記録されます。
  - ・懲戒処分には時効の制度はありません。
  - ・免職の場合は、教職員としての身分を失い、教壇に二度と立つことができません。
- 刑事上の責任
  - ・刑法、道路交通法、児童福祉法等により罰金や懲役刑などが科されます。
  - ・禁固以上の刑（執行猶予を含む）に処せられた場合は、地方公務員法に基づき失職します。
- 民事上の責任
  - ・不法行為に基づく賠償として、被害者から治療費・慰謝料・修繕費などが請求されます

## 教員免許状

- 懲戒免職（禁固以上の刑による失職の場合も含む。）になると教員免許状は効力を失います。  
※管理職の場合は、免許状の取り上げ処分を行います。

→ ※もう一度、確認しよう！ → 裏面へ